

日本学生支援機構 **給付**奨学金年度末手続きについて

※ 1～3年生が昨年度までスカラネット・パーソナルから12月に入力が必要だった「継続願」の入力について、本年度から入力が不要となりました。

【給付】奨学金に採用されている学生は、休学による「休止」中、家計基準や成績により「停止」方も含めて、全員以下の手続きを行ってください。

（【貸与】奨学金にも採用されて、来年度も【貸与】の継続を希望する場合は、別途案内されている【貸与】奨学生向けの手続きも期限までに行ってください。）

・「学修計画書提出」

給付奨学金採用者は、学修意欲の確認のために、「学修計画書」を提出する必要があります。学修計画書の様式は、下記静岡大学公式HPからダウンロードできます。

<https://www.shizuoka.ac.jp/education/tuition/jasso/continuance/>



提出された学修計画書を用いて、大学では3月に適格認定（学業）を行います。「学修計画書」の提出が無い場合、今まで支援を受けた給付奨学金について返金が必要な「廃止」となる場合があります。期限までに必ず提出してください。

★学修計画書の提出方法★

・データで提出する場合

→学務情報システムの学内通知に記載の方法で、作成した「学修計画書」のファイルを送付（詳細は12/16通知予定）

・印刷して紙で提出する場合

→学生証とA4サイズで両面印刷した学修計画書を持って下記窓口

《静岡キャンパス》

所属学部の学務係窓口（地域創造学環の学生は学生生活課奨学係）

《浜松キャンパス》

浜松学生支援課学生支援係窓口

学修計画書提出期限：令和7年1月31日（金）まで※厳守※

・今後の手続きについて

★1～3年生

- ① 年度末の適格認定（学業）の結果、来年度も給付奨学生としての身分が続く場合

→4月中旬にスカラネット・パーソナルから「在籍報告」を行う必要があります。対象者には学務情報システムの学内連絡が送付されます。

- ② 年度末の適格認定（学業）の結果、給付奨学生としての身分が「廃止（打ち切り）」になった場合

→処置通知が後日送付されます。

★4年生（2025年3月までに給付終了（予定）の学生）

→今回の手続きが、給付奨学生としての最後の手続きになります。

年度末の適格認定（学業）の結果、警告・停止などの処置を受けた場合は処置通知が後日送付されます。

・（参考）スカラネット・パーソナルについて

スカラネット・パーソナルから、現在の自分の支援区分や奨学金の奨学金の受給状況について確認ができます。未登録の方は登録の上、定期的に確認をお願いいたします。

スカラネットPSのアドレス <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>
<初期登録には、奨学生番号・氏名・生年月日・振込口座の口座番号等の情報が必要です>



※スカラネットのID／パスワードを忘れてしまった！

スカラネット・パーソナルのログイン画面にある「ユーザーID・パスワードを忘れた場合」をクリックし、確認情報を入力してください。パスワードの再登録ができます。（初期登録同様、奨学生番号と振込口座等の入力が必要になります。）

適格認定（学業）とは

学校はあなたの学業成績等に基づき、給付奨学金の継続の可否等を判定します。学業不振等の場合には給付奨学金の支給を廃止（打ち切り）とするほか、支給済の給付奨学金の返還を求めることがあります。

給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

◆ 給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置）

※ 貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	処置（どうなるか）
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下の「停止」の区分に該当するものを除く。） 	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>給付奨学生の資格を失います。</u> <p>【4月以降の振込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>振り込まれません。</u>
<p>「廃止(返還)」の判定について(返還が必要になる場合)</p> <p>学業成績が著しく不良（学修の実態が認められない状況）であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は、学年の始期に遡って給付奨学金の返還を求めます。</p> <p>※ 学修の実態が認められない状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修得単位数の合計（累積）が標準単位数の1割以下である場合 ・ 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合 		
停止	<p>警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（2回連続して警告となった場合のうち、2回目の警告の理由が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合」のみ。ただし、3回連続で警告となった場合を除く。）</p>	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>給付奨学生の支給が中断されます。</u> ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。 <p>【4月以降の振込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>振り込まれません。</u>
警告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること 	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給は継続します。 ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。 <p>【4月以降の振込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>振り込まれます。*</u>
継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「廃止」、「停止」、「警告」以外の者 	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給は継続します。 <p>【4月以降の振込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>振り込まれます。*</u>

※ 給付奨学金は貸与奨学金より厳しい基準により認定されるため、貸与奨学金と併給している場合、貸与奨学金の振込みは継続されても給付奨学金の振込みは打ち切られることがあります。

※ 2025年4月分の振込日は、4月21日（月）です。

※ 「処置通知」は4月の振込日以降に学校を通じて交付します（「継続」は交付されません）。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。